

金銭消費貸借契約書

【貸主】 _____ (以下「甲」という。) と【借主】 _____ (以下「乙」という。) とは、次のとおり金銭消費貸借契約 (以下「本契約」という。) を締結した。

第 1 条 (貸借の内容)

甲は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日、乙に対し、金 _____ 円を貸し付け、乙はこれを借り受けた。

第 2 条 (利息)

利息は第 1 条に規定する金員に対して年 _____ % (365 日日割計算) の割合とする。

第 3 条 (返済期日)

【1 回払い】

乙は、甲に対し、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までに、第 1 条の金員及び第 2 条の利息金を返済する。

【分割払い】

乙は、甲に対し、第 1 条の金員及び第 2 条の利息金を、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで、毎月 ____ 日までに金 _____ 円ずつ合計 ____ 回の分割払いで返済する。

第 4 条 (遅延損害金)

乙は、第 3 条の返済期日に返済を遅滞したとき、又は次条により期限の利益を喪失したときは、甲に対し、最終返済日又は期限の利益を喪失した日の翌日から支払日まで第 1 条の金員の年 14.6% (365 日日割計算) の割合による遅延損害金を支払う。

第 5 条 (期限の利益喪失)

乙について次の各号の事由が一つでも発生した場合には、甲からの通知催告がなくても、乙は当然に期限の利益を失い、直ちに第 1 条の金員及び第 2 条の利息金全額を支払う。

- (1) 本契約に基づく債務の一つについてでもその履行を遅滞し、又は違約したとき
- (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は乙がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは担保権の実行としての競売又は公租公課の滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
- (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき又は債務整理の通知がされたとき

(5) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

第6条（相殺）

甲は、本契約に基づき乙に対して有する債権をもって、乙に対して負う債務を、その弁済期の到来の有無及び先後にかかわらず、対当額にて相殺することができる。

第7条（合意管轄）

本契約に関連して生じた紛争については、甲の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この合意の証として、本契約書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

【貸主】

(甲) 住所

氏名

⑩

【借主】

(乙) 住所

氏名

⑩